



各種手当 説明資料

施設管理者 向け

【令和4年4月21日実施】

目次

- ① 扶養親族（異動）認定申請書
- ② 家賃補助手当（異動）申請書
- ③ 通勤届（職員・月額）（日額・時間給）
- ④ 各種手当の支給締切について

① 扶養親族（異動）認定申請書

扶養親族（異動）認定申請書

社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団
理事長 様

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則第15条の規定に基づき、扶養の実情を届け出ます。

令和 年 月 日 所属施設名 _____
現住所 〒 _____
職員番号及び氏名 _____ 印

扶養親族 氏名	職員 との 続柄	生年月日	年齢	同居 別居 の別	職業	所得の 種類及び 月収	障害の事実 (有・無)	異動の 区分 (増・減)	備考(異動の場 は異動事項及び 年月日)

※事務局総務課使用欄※

決定欄 下記のとおり決定してよろしいか。

	(1)配偶者 10,000円	(2)~(4) 扶養親族2人まで 6,000円/人	(2)~(4)のうち 配偶者が扶養親族 でない場合1人は 6,500円	(2)~(4)のうち 配偶者がいない 場合1人は 7,000円	(2)~(4)のうち 3人目以降 5,000円/人	扶養親族である子で 『特定期間』である者 5,000円/人 加算
従前の人数						
変更後の人数						

扶養手当 月額	【精算額】
年 月 から	年 月 から
円 支給	年 月 まで

事務局長	総務課長	管理者等	担当

・事実の生じた日の属する月の翌月(初日であるときは、その月)
・ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされた時は、受理した日の属する月の翌月(初日であるときは、その月)

【申請対象者】

- ①配偶者 【事実婚含】
- ②子 【22歳未満及び22歳到達日以後最初の3月31日までにある子】
- ③60歳以上にある父母
- ④弟妹 【22歳未満及び22歳到達日以後最初の3月31日までにある者】

上記①配偶者 ➡ 10,000円

上記②~④子、父母、弟妹 ➡ 1人につき 5,000円(原則)

上記②~④子、父母、弟妹 ➡ 2人まで 6,000円

上記②~④のうち配偶者が扶養親族でない場合 ➡ 1人は6,500円

上記②~④のうち配偶者がいない場合 ➡ 1人は14,500円

上記②~④のうち3人目以降 ➡ 5,000円 / 人

✳特定期間 ➡ 5,000円加算 / 人

【扶養親族たる子 ➡ 15歳到達日後最初の4月1日から22歳到達日以後最初の3月31日までの間】

① 扶養親族【異動】の届出について



過去に遡っての扶養親族（異動）の認定手続きはできません。

ご家族の状況を充分把握し、正しい申請・受給をお願いします。

⑨ 家族手当を受給している扶養親族のうち、満15歳に達する日後最初の4月1日から、満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、特定期間に該当します。特定期間の該当・非該当についても申請書類のご提出にご協力をお願いします！



家族手当の受給
(特定期間)が終了する



健康保険の被扶養者から
除外される訳ではありません



協会健保HPより抜粋【参照】

＊被扶養者として認定を受けるためには、主として被保険者の収入による生計維持要件を満たしていることが必要です。

【認定対象者が被保険者と同一世帯の場合】

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であり、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

なお、上記に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）であり、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、その世帯の生計の状況を果たしていると認められ、被扶養者となる場合があります。

【認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合】

認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満）で、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、被扶養者となります。

② 家賃補助手当（異動）申請書

家賃補助手当（異動）申請書

社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団
理事長様

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則第16条の規定に基づき、自ら居住する為の住宅について、下記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日 所属施設名
〒 現住所
職員番号及び氏名 印

主たる届出理由	※下記の該当事項に○を入れてください 1 新規 2 家賃額の変更 3 居住地の変更 4 その他()	住宅の区分	※下記の該当事項に○を入れてください ※ア～エは申請者本人名義の住宅の場合、○を入れてください ※ア～エに該当の場合、下記(2)欄に記入してください ア. 一般の借家 イ. 住宅公団・公社の賃貸住宅 ウ. 公営住宅 エ. まかない下宿 オ. 持ち家・配偶者の持ち家及び賃貸 カ. 親族の家に同居キ. その他()
	上記事実の発生年月日 令和 年 月 日		(備考)

(2) ※(1)欄のうちア～エに該当の場合に記入してください

住宅の貸主	(住所)
	(氏名)
住宅の名義上の借主	
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ※契約期間の更新 (無 ・ 有 (年毎の更新))
入居日	年 月 日

家賃等月額	[賃料] 円 [共益費] 円 【合計】 円
	※世帯収入の増減による賃料の変動 (無 ・ 有)
	・毎月決まって支払うもののうち上記以外(例、駐車場代・定額払の水道光熱費・自治会費等)は支払額に含まれません

※上記内容の確認書類として、本人が契約主である賃貸契約書及び重要事項説明書の写し(全ページ)を添付して下さい
※家賃補助手当は生計の主体者であり、賃貸の契約主である職員に対して支給します

※法人事務局総務課使用欄※
・事実の生じた日の属する月の翌月(初日であるときは、その月)
・ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後(に)された時は、受理した日の属する月の翌月(初日であるときは、その月)

決定欄 下記のとおり決定してよろしいか。

家賃補助手当 月額 年 月支給分から	【精算額】 年 月分から 年 月分まで	受付印
円支給	円	

事務局長	総務課長	管理者等	担当者

【申請対象者】

主として生計を維持する者であり、自らが居住するために借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っていること

【家賃補助手当の額】

以下のいずれかの計算で算出される額【100円未満の端数切捨】

①月額31,500円以下の家賃 → 家賃 - 12,000円

②月額31,500円超家賃

→ [(家賃 - 31,500円) × 1/2] * + 19,500円

* 但し、16,000円を超える場合は、16,000円

例

家賃の月額 51,500円 / 月 の場合

$(51,500 - 31,500) \times 1/2 + 19,500 = 29,500$

29,500円 / 月 支給

② 家賃補助手当 【異動】 の届出について

家賃補助を受給する要件



① 当該職員が契約主であり、かつ自らが居住するための住宅であること
【上記を証明する賃貸借契約書・重要事項説明書の提出が必要】

② 同居者がいる場合は、申請する職員が主たる生計者であること



③ 通勤届 (職員・月額) (日額・時間給)

通 勤 届 (職員・月額)

社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団
理事長 様

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則第17条及び社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則第40条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

令和 年 月 日 所属施設名 _____
〒 _____
現住所 _____
職員番号及び氏名 _____ 印

主たる届出事由	順序	通勤方法の別 (交通機関名)	区間	所要時間 (概算)	定期代(公共交通機関)	備考
					金額	
1 新規 (異動の場合を含む) 2 住居の変更 3 通勤経路の変更 4 通勤方法の変更 5 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 令和 年 月 日	1		自宅 ~			
	2		~	分		
	3		~	分		
	4		~	分		
	5		~	分		
●事実の生じた日の属する月の翌月 (初日であるときは、その月) ●ただし、届出が事実の生じた日から15日を経過した後に変更された時は、変更した日の属する月の翌月 (初日であるときは、その月) ◆通勤経路は通勤途上災害発生時の“合理的な通勤経路”の参考にします。正確に記入して下さい。						
通勤経路の略図(黒ボールドで) / 実際に通る経路(赤ボールド)で記入すること					他に利用する機関がある場合 その名称及び	

※Web上から地図を印刷し、貼付け可。実際に通る経路を赤ボールドで記入。
※通勤手当決定に使用する通勤距離は経済的かつ効率的な最短距離とする為、事務局にて算出します。
※事務局総務課使用欄※

決定欄 下記のとおり決定して下さい。

通勤手当の額		(例) 交通用具使用	
給与規則第17条に定める			
ア 片道2km~5km未満 2,000円	イ 片道5km~10km未満 4,200円	オ 片道20km~25km未満 12,900円	カ 片道25km~30km未満 15,800円
ク 片道10km~15km未満 7,100円	ケ 片道15km~20km未満 10,000円	キ 片道30km~35km未満 18,700円	ク 片道35km~40km未満 21,550円
		ケ 片道40km~45km未満 24,400円	コ 片道45km~50km未満 26,200円
		サ 片道50km~55km未満 28,000円	シ 片道55km以上 31,600円

通勤手当月額	精算金額
年 月 から 月 月	年 月 から 年 月 まで
円支給	円

受付印

事務局長	総務課長	管理者等	担 当

【 通勤手当 】

①職員【 交通機関等を使用の場合 】

運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出した額を支給
【1月あたり55,000円を超える場合は上限55,000円】

②職員【 交通用具を使用の場合 】

自動車等の使用距離が片道2km以上の場合に支給
交通用具を使用する場合は、左下一覧のように距離に応じて支給

③日額・時給契約社員【 通勤届 (日額・時間給) を提出して下さい 】

交通機関利用の場合は、2km以上の場合は、800円以内/日
交通用具利用の場合は、100円/日 を支給。
通勤距離が2km未満の場合は支給されない。

③ 通勤届について

公共交通機関を利用して通勤される方



4月給与 → 4月～9月 6か月分 支給
10月給与 → 10月～3月 6か月分 支給
通知文書の期限を守り、写しを提出して下さい。

通勤手当は、原則実費支給なので精算が発生する場合があります。

① 1か月（1日～末日の間）に1日も出勤が確認されない場合は、その月の通勤手当は支給されません。（退職時や休職の際はお気をつけ下さい。）



④ 各種手当の支給締切について

下記手当については、事実が生じた日の属する月の翌月
(事実発生日が初日であるときは当月) より変更



但し、事実発生日から15日経過後に届出があった場合は、受理日の
属する月の翌月 (受理日が初日であるときはその月) より変更



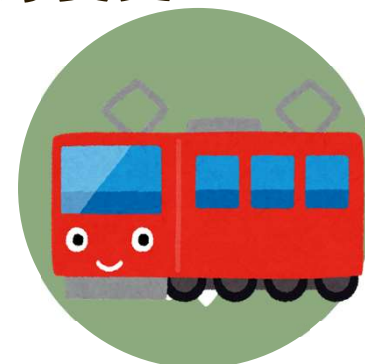
扶養親族 (異動) 認定申請書

給与規則第15条



家賃補助手当 (異動) 申請書

給与規則第16条



通勤届

給与規則第17条

契約社員就業規則
第40条